

3 住宅・建築物の耐震化の促進のための支援制度の拡充

(国土交通省)

大きな戦災を免れた京都市には戦前からの古い木造住宅が多く、住宅・建築物の安全対策は、他都市にも増して都市防災上の重要課題であります。

国におかれては、死者数の9割が住宅の倒壊等が原因であった阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に建築物の耐震改修の促進に関する法律を制定、以降、補助制度の拡充や耐震改修促進税制の創設など、支援制度の整備・充実が図られています。

京都市においても、平成16年9月に木造住宅耐震改修助成制度を創設、その後、平成19年7月に策定した京都市建築物耐震改修促進計画に基づき、制度周知等を通じた市民啓発を行うとともに、助成対象住宅や対象工事を拡充するなど、国の支援制度を最大限に活用しながら、住宅・建築物の耐震化の促進に努めてきました。

しかしながら、耐震改修には相当の自己負担が伴うこともあり、助成制度の利用が思うように伸びていません。

耐震化を促進するためには、税制上の優遇措置の更なる拡充など、経済面の支援策の充実が不可欠と考えます。平成22年度に国の住宅・建築物耐震化緊急支援事業を活用し、助成額30万円の上乗せなど制度を充実したところ、利用が進んだことから明らかです。

つきましては、耐震化をより一層促進するため、次のとおり要望します。

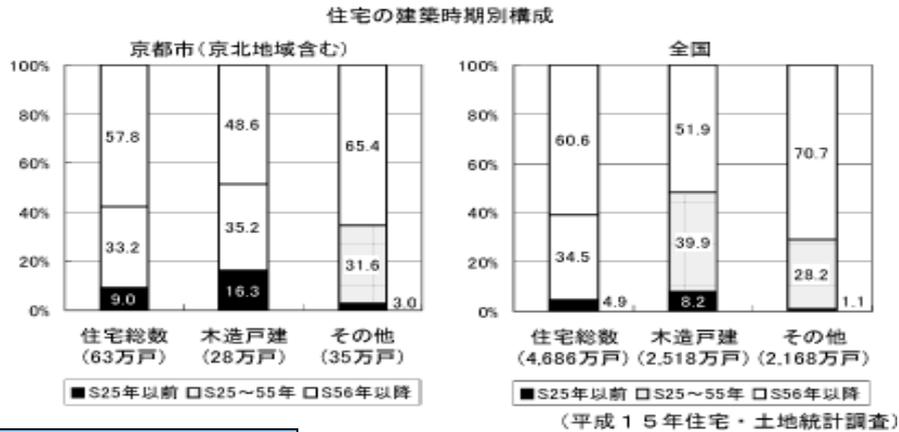
要望事項

- 1 住宅・建築物の耐震改修工事に対する支援制度の拡充
 - (1) 補助制度の拡充（住宅・建築物耐震化緊急支援事業の継続）
 - (2) 住宅耐震改修特別控除の拡充（居住者以外にも適用）
- 2 耐震改修が行われた住宅の取得に係る費用について税控除等の適用拡大

所管の省庁課：国土交通省（住宅局市街地建築課市街地住宅整備室）

京都市の担当課：都市計画局 住宅室 住宅政策課 企画担当課長 宮川和久 TEL 075-222-3666

老朽化した木造住宅が多い京都市の住宅



京都市の取組

- 平成27年度末の耐震化率90%を目標に掲げた京都市耐震改修促進計画を策定 (平成19年7月)

| | 京都市の住宅総数 | | | | | |
|-------------------|----------|---------|--------------|---------|------------|------------|
| | 住宅総数 | 耐震性不十分 | | 耐震性有り | | |
| | | | 計画の達成に耐震化が必要 | | 既に耐震性があるもの | 新規着工による増加数 |
| H18年度末 (計画策定時の状況) | 634,900 | 176,500 | - | 458,400 | 458,400 | - |
| 住宅総数に占める割合 | 100.0% | 27.8% | - | 72.2% | 72.2% | - |
| H27年度末 (目標年度の状況) | 686,500 | 145,700 | 77,050 | 540,800 | 319,000 | 221,800 |
| 住宅総数に占める割合 | 100.0% | 21.2% | 11.2% | 78.8% | 46.5% | 32.3% |

- 計画推進のため、国の支援制度を活用し、耐震改修助成制度を充実

平成16年度 木造住宅耐震改修助成
 平成19年度 京町家等耐震改修助成
 平成20年度 木造住宅簡易耐震改修等助成、分譲マンション耐震改修助成
 平成22年度 借家の所有者も補助対象者に追加等

⇒ **しかし、助成制度の利用が思うように進んでいない。**

課題と提案

- 平成22年度の国の臨時事業「住宅・建築物耐震化緊急支援事業」による助成額30万円の上乗せで、助成の利用が大幅に増加

ぜひとも復活を！

- 住宅耐震改修特別控除が、居住の用に供する家屋のみに適用されるため、賃貸マンション等の家主が耐震改修する場合、対象外に

借家の所有者（非居住者）を控除対象に！

- 耐震改修が行われた住宅が、中古市場でインセンティブが働くよう、

税制（所得税、不動産取得税、登録免許税等）の優遇措置の拡充を！

